

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は、必要のない高額商品を訪問販売で買ってしまった高齢者のお子さんからの相談だよ。訪問販売と言えば「クーリング・オフ」があるけど、クーリング・オフ期間が過ぎても、別の解決方法があるみたい！

Q お正月に実家に帰省したところ、一人で年金生活をしている85歳の父親が、3カ月前に訪問販売で高級羽毛布団10組を300万円で購入してしまっていたことがわかりました。私たちも含め親族らが帰省しても日帰りですから、高級羽毛布団を使用する機会が全くありません。この商品の購入契約をやめることはできないでしょうか。

A 布団10組という分量は、特別の事情もないようですので、一人暮らしの方が通常必要とされる分量を著しく超えていることになると考えられます。したがって、契約締結の日から1年以内であれば布団の購入契約を解除することができます。

<解説>

1 過量販売解除権とは

特定商取引法には、訪問販売による「日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等」を解除する制度（過量販売解除権）があります。消費者庁の通達は「訪問販売業者が、その販売する商品等に関し、当該商品等の性質、機能や相手方消費者の世帯構成人数等の個別の事情にかんがみ、個別の消費者にとって社会通念上必要とされる通常量を著しく超えた販売行為を行う場合」に契約を解除することができますと説明しています。

2 「過量」となる3つの類型

① 1回の契約で過量となる場合

1回の契約だけで過量（通常必要とされる分量を著しく超える量）となる場合には、過量となっている部分だけでなく、その契約すべてを解除することができます。今回の事例はこの類型に当てはまります。

② 以前の契約と合算すると過量となる場合

同種の商品等がすでに過去に提供されており、新たに契約を締結すれば商品等が過量となる場合においては、販売業者が過量であることを知っているときに限り、解除が可能です。解除できるのは、新たに締結した契約のみになります。

③ 以前の契約ですでに過量となっていた場合

過量販売解除権は、訪問販売だけではなく、電話勧誘販売においても規定されています。

消費者契約法においても、過量契約の取消し制度が規定されています。

通達とは

…行政が所掌事務に関して、所管の職員等に指示する文書のことです。

法令の解釈や運用方針に関するものが多いため、実務上重要な地位を占めております。

同種の商品等がすでに過去に提供されており、過去に提供された商品等だけですでに過量となっている場合に、さらに販売業者が新たに同種商品等の契約を締結させた場合には、販売業者が過量であることを知っているときに限り、解除が可能です。解除できるのは新たに締結した契約のみになります。

3 契約の解除ができない場合

販売業者が、消費者に「当該契約の締結を必要とする特別の事情」があることを立証した場合には、例外的に契約の解除はできません。たとえば、相談者の父親が、お祝いとして親戚や知人に配る目的のために高級羽毛布団を購入する場合などです。この「特別の事情」の立証責任は販売業者側にあり、実際に存在することが必要です。

4 解除権の行使および効果

契約の解除ができる期間は、契約の締結の日から1年間です。クーリング・オフの場合とは異なって、販売業者に契約の解除の通知が1年以内に到達する必要がある点に注意が必要です。契約の解除の効果については、クーリング・オフの効果が準用されており、販売業者は代金を返還しなければならず、商品については販売業者の費用で引き取ってもらうことになります。

不必要にたくさん買ってしまっても解除できる場合があるんだね！



消費者問題で困ったら、早めに司法書士に相談しよう！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎 週（火・金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎 週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎 週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月 第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。